



セカンドオピニオン

グリーン共同発行団体

2025 年 11 月 7 日

第 6 回グリーン共同発行市場公募地方債

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：石井 雅之

格付投資情報センター(R&I)は、グリーン共同発行団体が発行する第 6 回グリーン共同発行市場公募地方債(以下、「第 6 回グリーン共同債」)が以下の原則・ガイドラインに適合していることを確認した。適合性評価にあたっては、第 6 回グリーン共同債の充対象事業が 2024 年 8 月に公表されたグリーン共同発行市場公募地方債フレームワーク(以下、「フレームワーク」)に基づき選定されていることを確認している。

グリーンボンド原則(2021、ICMA)	グリーンボンドガイドライン(2022、環境省)
----------------------	-------------------------

■ 第 6 回グリーン共同発行市場公募地方債概要 (予定)

発 行 額	394 億円					
団 体 別 調 達 額 (億円)	北海道	50	奈良県	5	新潟市	5
	岩手県	5	和歌山県	5	浜松市	5
	宮城県	7	岡山県	15	京都市	5
	茨城県	10	広島県	10	岡山市	50
	新潟県	20	長崎県	15	北九州市	10
	福井県	30	熊本県	15	福岡市	3
	愛知県	20	大分県	10		
	京都府	10	宮崎県	40		
	大阪府	20	鹿児島県	15		
	兵庫県	10	さいたま市	4		
発 行 日	2025 年 12 月中					
償 還 日	2035 年 12 月中					

1. グリーン共同発行市場公募地方債の概要

(1) 共同発行市場公募地方債について

- 地方債市場では、2003 年 4 月より地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 5 条の 7¹に基づいて、地方公共団体が共同して機関投資家向けの市場公募地方債(以下、「共同発行市場公募地方債」)を発行している。
- 共同発行市場公募地方債は、共同で発行する各団体が、発行総額から自団体の調達額を控除した額と利子相当額について債務負担行為を設定しており、連帯債務による強固な信用力に基づいて発行されている。フレームワークに基づき発行するグリーンボンドも、通常の共同発行市場公募地方債と同様に、共同で発行する団体が連帯債務を負う方式により発行することとしている。
- 発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還を行うため、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置して償還の確実性を高めているほか、発行ロットの大型化による流動性の向上、連帯債務方式での発行等で、優れた商品性を実現し、安定的な資金調達を行うことを目的としている。また、共同発行市場公募地方債は地方債のベンチマーク債として定着し、地方債市場全体の発展に貢献している。

(2) グリーン共同発行市場公募地方債フレームワークについて

- 2024 年 8 月に公表されたフレームワークは、「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」に定める四つの核となる要素(調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング)に適合する共同発行市場公募地方債(以下、「グリーン共同債」)を発行することを目的に策定された。
- グリーン共同債は、地方債の共同発行の枠組により、複数の地方公共団体がフレームワークに基づき発行する。
- R&I は別途、フレームワークがグリーンボンド原則、グリーンボンドガイドラインに適合していることを確認している²。

2. 充当対象事業の評価

- R&I は、次頁以降に示す第 6 回グリーン共同債の全ての充当対象事業について、各団体から提出された各種資料を確認した。
- その上で、各事業がフレームワークに基づき選定されていること、フレームワーク別紙に記載の「適合性判断要件」に適合していること、「想定されるネガティブな影響と対策」が適切に取られている、または取られる予定であることを確認した。
- その結果、第 6 回グリーン共同債が国際資本市場協会(ICMA)の「グリーンボンド原則 2021」、環境省の「グリーンボンドガイドライン(2022 年版)」に適合していることを確認した。

¹ 地方財政法
(地方債証券の共同発行)

第 5 条の 7 証券を発行する方法によつて地方債を起す場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

² 2024 年 8 月 9 日付セカンドオピニオン「グリーン共同発行団体 グリーン共同発行市場公募地方債フレームワーク」

https://www.r-i.co.jp/news_release_gf/2024/08/news_release_gf_20240809_jpn.pdf

【第6回グリーン共同発行市場公募地方債 充当事業一覧】

大分類	小分類	グリーン関連事業	該当団体
2. 省エネルギーに関する事業	①公共施設等のZEB化等	1 公共施設等のZEB化	岡山市
		2 公営住宅のZEH化	
	②公共施設等への省エネ性能の高い機器等導入事業	1 公共施設等の照明、信号機等のLED化	北海道、奈良県、岡山県、新潟市、浜松市、京都市
		2 公共施設等の空調設備の整備（エネルギー高効率な空調設備の導入）	
		3 公共施設等の昇降機の整備（エネルギー高効率な昇降機の導入）	
		4 その他公共施設等の省エネ化	
	③未利用エネルギーの利用に係る事業	1 未利用熱エネルギー（地中熱、下水熱等）を活用する施設の整備	
3. 汚染の防止と管理に関する事業	①下水処理施設の整備事業	1 下水道施設（汚水処理関連）の整備（汚水処理施設の整備、管渠の整備、広域化のための改修事業等）	
		2 合流式下水道の改善	
		3 し尿処理施設の整備	さいたま市
	②ごみ処理関係施設の整備事業	1 エネルギー回収型廃棄物処理施設、高効率ごみ発電施設等の一般廃棄物処理施設における基幹的設備更新（エネルギー回収に関するもの）	北九州市
		2 エネルギー回収型廃棄物処理施設、高効率ごみ発電施設の整備（統廃合、建替）	
		3 一般廃棄物処理施設の設備整備（有害物質の排出量削減につながるもの。施設整備の場合は統廃合、建替）	
		4 使用済製品等の適正なリユースのための施設・設備又は資源（廃棄物）のリサイクルに係る施設・設備の整備	
	③汚染物質の監視・除去事業等	1 水質汚染物質・大気汚染物質・有害化学物質の監視施設整備	
		2 硝酸性窒素削減事業（家畜排泄物の処理施設（堆肥センター）の整備等）	
		3 汚染土壌除去事業	
		4 海洋汚染対策事業	
4. 自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業	①水産資源の保全・管理に資する事業	1 干潟・浅場・藻場造成	大分県
		2 魚礁の整備	北海道
		3 増殖場造成	
		4 河川環境整備（魚道設置等）	
		5 種苗生産施設整備	
		6 水産技術開発施設整備	
	②森林資源の保全・管理に資する事業	1 林道の整備	北海道、岡山県、熊本県、大分県、鹿児島県
		2 間伐や植林等の森林整備（林道開設を除く）	北海道
		3 公共施設等における当該団体産木材による木造化、木質化の推進	
	③自然資源管理に関する人材育成拠点整備事業	1 持続可能な森林・林業を担う人材育成のための拠点整備	
	④緑化の推進事業	1 公園の整備（緑地の創出）	浜松市
		2 公共施設等の緑化	
	⑤自然公園の整備事業	1 自然公園施設整備事業	

【第6回グリーン共同発行市場公募地方債 充当事業一覧】

大分類	小分類	グリーン関連事業		該当団体
8. 気候変動に対する適応に関する事業	①風水害対策事業	1	河川護岸の整備(堤防、堰堤の改修等)	北海道、岩手県、宮城県、茨城県、新潟県、愛知県、京都府、和歌山県、岡山県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、京都市、福岡市
		2	河川の堆積土砂撤去	宮城県、京都府、大阪府、岡山県、宮崎県
		3	河川の拡幅	大阪府、広島県
		4	放水路の整備	宮城県
		5	道路整備 (排水性・透水性舗装、緊急輸送道路)	和歌山県
		6	治水ダムの整備	福井県、大分県
		7	農業水利施設(排水機場等)の整備	岩手県、新潟県、岡山県、京都市
		8	流路のボトルネック箇所の鉄道橋架替等整備	
		9	河川管理施設の長寿命化 (開閉装置整備等)	
		10	洪水調整施設(調節池、調整池、ため池等)の整備	
		11	道路の無電柱化 (風水害時の被害の軽減を目的としたもの)	
		12	信号機への非常用電源付加装置の整備	
		13	危機管理水位計、河川監視カメラ、河川情報基盤(降雨量等の情報収集・処理機器)等の機器設置	
		14	災害時の避難場所となる広域防災拠点整備事業	
		15	下水道施設(雨水関連)の整備 (雨水排水施設・雨水浸透施設の整備、ポンプの増設や高効率ポンプ導入等)	
	②高潮・高波対策事業	1	海岸保全施設(護岸、堤防、離岸堤、突堤、水門、排水機場の整備、防潮堤嵩上げ等)の整備	大分県、鹿児島県
		2	港湾・漁港施設(岸壁等)の整備	鹿児島県
	③土砂災害対策事業	1	砂防施設(砂防堰堤、溪流保全工等)の整備	北海道、愛知県、兵庫県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
		2	治山施設(治山ダム、流路工等)の整備	北海道、宮城県、新潟県、大分県
		3	保安林の整備	
		4	急傾斜地崩壊対策事業(擁壁工、法面工の整備等)・地すべり対策事業の実施	和歌山県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、浜松市
		5	道路の法面対策、落石防止事業の実施	岩手県、和歌山県、岡山県、大分県、鹿児島県、浜松市
		6	砂防情報基盤(降雨量等の情報収集・処理機器)整備事業	大分県
	④気候変動に備えた農林水産業の研究開発事業	1	農産物品種や農産物生産技術の開発施設の整備	愛知県
		2	水産業研究施設の整備	
		3	水産動植物の種苗生産施設の整備	
	⑤気温上昇対策事業	1	ヒートアイランド現象に伴う暑熱対応 (道路等の遮熱性・保水性の向上)	
		2	都市におけるクールスポットの創出	

※充当事業が存在しない大分類については、記載を省略。

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。